

勤労青少年の日大口町大会運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、ひろく町民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年自らが進んで豊かな人間性と社会性を養い、有為な職業人、社会人として健やかに成育しおうとする意欲の高揚を図るため、勤労青少年の日大口町大会運営委員会（以下「会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 この会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 勤労青少年の日大口町大会（以下「大会」という。）に関する事。
- (2) 大会の連絡調整に関する事。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 この会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるものについて町長が委嘱する。

- (1) 町内の事業所代表者
- (2) 町内の事業所に勤務する青少年代表者
- (3) 公共的団体に属する代表者

(役員)

第4条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

2 役員は、委員の互選による。

- (1) 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、会の経理を司る。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第6条 会議は、必要の都度会長が招集し、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(実行委員会)

第7条 この会は、必要により実行委員会を設けることができる。

2 実行委員会に関して必要な事項は、委員会において決定する。

(事務局)

第8条 この会の事務を処理するため、事務局を環境建設部環境経済課に置く。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 (昭和60年7月4日 大口町訓令第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日 大口町訓令第23号)

この訓令は、平成9年3月26日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日 大口町訓令第6号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日 大口町訓令第47号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 大口町訓令第4号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。